

Title	福沢諭吉における「法」および「権利」に関する一考察
Sub Title	A study on Law and Right of Yukichi Fukuzawa
Author	松岡, 浩(Matsuoka, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.12 (1992. 12) ,p.217- 241
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川口實教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921228-0217

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉における

「法」および「権利」に関する一考察

松岡浩

- 一、はじめに
- 二、福沢における「法」および法主体について
- 三、「権利」および「人権」(私権)について
- 四、「政権」(公権)および「分権」(治権)について
- 五、「国権」について
- 六、おわりに

一、はじめに

福沢諭吉は、「学問のすゝめ」冒頭において、「万人の同等」と「一身の自由・独立」を説き、人の貧富貴賤強弱智愚など「有様の相違」にかかわらず「権利の同等」である所以を説いた。このことは、福沢が、「自由」「平等」「権利」、ひいては「法」について重大な関心を有していたことを示すものと推測される。

福沢の大きな著書・論稿のなかで、「法」および「権利」について何らかの形で言及した主要なものには次のようなものがある。すなわち、「学問のすゝめ」（明治五年ないし九年）、「文明論之概略」（明治八年）、「分権論」（明治一〇年）、「通俗民権論」・「通俗国権論全・同二編」（明治一二年）、「国会論」（明治一二年）、「民情一新」（明治一二年）、「時事小言」（明治一四年）、「時事大勢論」（明治一五年）など、明治五年から一五年頃までのほとんどの著作において論ぜられ、それ以後の「時事新報論集」（明治一五年から明治三〇年まで）および「福翁百話」（明治三〇年）の中にも後に引用するようにこれに関連する多数の論稿がある。

福沢の、これら多数の著書および論稿を貫流する「法」および「権利」の意義並びに諸「権利」間の相互の關係について考察を加えるのが本稿の目的である。しかし、わたくしは、福沢に関心を有していても、法思想に関する知識もなく、その研究者でもないこともあって、福沢の右著書および論稿に圧倒され、引用のみ多く、何ら「考察」らしい研究もなしえなかったことを遺憾とするところである。

わたくしは、昭和三三年、慶應義塾創立百周年にあたり、法哲学研究会の一員として、川口實先生から、「福沢論吉の法律観」についてご指導を受け（「法学会誌」第三五号・慶應義塾大学創立百周年記念特別号）、昭和五〇年九月には、慶應法学会への入会を機に、「福沢論吉の法律観——人権および政権を中心として」と題して報告の機会を与えられた（「法学研究」第五〇巻一二号）。「福沢論吉における「人権」および「政権」に関する一考察」昭和五二年、以下「前稿」という。本稿は、前稿に続く拙いものである。

なお、本稿は、行論の都合上、論旨および福沢の著書・論稿の引用等において、前稿と重複するところの多いのをお許しいただきたい。

（福沢の著書・論稿の引用にあたっては、「学問のすゝめ」は「学問」、「文明論之概略」は「文明」と略称し、その他は、著書名および論稿名を掲げ、岩波書店刊「福沢論吉全集」の巻・頁のみを挙げた。以下の引用文中の傍点はすべて筆者による）

二、福沢における「法」および法主体について

(一) 福沢は、「法」及び「権利」に論及するにあたって、「人」及び「人間交際」(社会)について次のように述べている。

「学問のすゝめ」において、「万人は万人皆同じ位」であるとし、「人の天然生れ附」は、「自由自在」「他人と離れて一人前の全体を成し」「自ら一人を支配」する「自由独立」の人たることを説いた。このような「一人前の人」の集まりたるものが人間交際(社会)であり、一国であるとした。

(1) このような「人の天然生れ附」であるにかかわらず、「旧幕府の時代」には、「士民の区別甚だしく、士族は妄に權威を振ひ、百姓町人を取扱うこと目下の罪人の如くし、あるいは切捨御免などの法あり。此法に拠れば、平民の生命は我生命に非ずして借物に異ならず。百姓町人は由縁もなき士族へ平身低頭し、外に在っては路を避け、内に在っては席を譲り(中略)幕府は勿論、三百諸侯の領分にも各々小政府を立て、百姓町人を勝手次第に取扱ひ、或いは慈悲に似たることあるもその実は人の持前の権理通義を許すことなくして、実に忍びざること多し」という有様であった(「学問」三・三八以下。同旨の記述は、「時事大勢論」五・二三七、明一五、「社会の形成学者の方向」一一・一九二、明治二〇)。

この「旧幕府の時代」は、福沢の「文明の齢」によれば、「半開」の時代にあたる。「半開」とは、「農業の道大に開けて衣食具はらざるに非ず。家を建て都邑を設け、其外形は現に一国なれども(中略)実学を勤る者少く、事物の理を談ずるときには疑を発して不審を質すの勇なし。模擬の細工は巧なれども新に物を造るの工夫に乏しく、旧を脩るを知て旧を改るを知らず。人間の交際に規則なきに非ざれども、習慣に圧倒せられて規則の体を成さず」というものであった(「文明」四・一七)。

福沢は、「腕力」と「智力」との関係から、「文明」の発展を三段階に区別して、「草昧の時代」、「尚武の風俗」並

びに「多事の世界」に区分した。右の「半開」の時代は「尚武の風俗」の時代にあたる。「文明の要は唯天然に稟け得たる身心の働を用ひ尽して遺す所なきに在る」のであるが、「尚武の風俗」の時代においては、「文化少しく進で世人の精神漸く發生すれば、智力の方にも自から権を占めて腕力と相對し、智力と腕力と互に相制して互に平均し（中略）腕力をば専ら戦闘に費して他を顧るに違あらず。衣食住の物を求るが如きは僅に戦闘の余力を用いるのみ」というものであった（「文明」四・二二）。福沢によれば、この時代の特徴は、「腕力と智力と相平均」していただけでなく、「智力」は「和好平安の事に施す可からずして、専ら之れを治民制人の方便に用ひ、腕力を互ひに依頼して、いまだ智力独立の地位なるもの」なく（「文明」四・二二）、そのため、旧慣に惑溺し、「平民の生命は我生命に非ずして借物に異ならず」、「人の持前の権理通義も許すことなく、実に忍びざる」時代であった。そのため、この時代の人間交際には、「上下の名分判然」として、其名分と共に権義をも異にし、「ていたのである（「文明」四・一六五）。

(2)、これに対して、「今の文明」の世は、「天地間の事物を規則の内に籠絡すれども、其内に在て自から活動を逞ぶし、人の氣風快発にして旧慣に惑溺せず、身躬から其身を支配して他の恩威に依頼せず、躬から徳を脩め躬から智を研ぎ、古を慕はず今を足れりとせず、小安を安んぜずして未来の大成を謀り、進で退かず達して止まらず、学問の道は虚ならずして発明の基を開き、工商の業は日に盛にして幸福の源を深くし、人智は既に今日に用ひて其幾分を余し、以て後日の謀を為すもの」とした（「文明」四・一七）。これは、前述の「多事の世界」である。

「今の文明」の世の人は、一身「自由・独立」の人（法主体）である。人は「自分にて自分の身を支配し他に依りざる心なきを言ふ。自から物事の理非を弁別し（中略）自から心身を勞して私立の活動を為す者は、他人の財に依らざる独立」の者であるとした（「学問」三・四三）。

それゆえ、「人の一身は他人と相離れて、一人前の全体を成し、自から其身を取扱ひ、自から其心を用い、自から一人を支配して、努む可き仕事を努る管のもの」であり（「学問」三・七八）、「智力發達する者は能く自から其身を支

配し、恰も一身の内に恩威を行ふが故に、他の恩威に依頼するを要せず」(「文明」四・一二二)、「獨一個の氣象(インヂウキヂユアリチ)」「文明」四・一六六)のある人である。それゆえ、すべて人は、貧富強弱智愚など「有様の相違」があるにかかわらず、「権理通義において同等」とされたのである。

すべて「人間交際」(社会)は、「皆大人と大人との仲間なり。他人と他人との附合」である(「学問」三・九七)。「天下とは個々人の集合したるものを総称したる名目にして、一人一個の外に天下なるものある可らず」(「漫に大望を抱く勿れ」一二・一八七、明二二・七)ということとなるのである。

(一)、「国民の委任による政府」

福沢が、「国法の起りし由縁」について述べる第一の要因は、「国民と政府との間の約束」(「統治契約」説)に関するものである。

「悪人來りて善人を害せんとすることあらば、善人自からこれを防ぎて(中略)差支えなき理なれども、一人の力にて多勢の悪人を相手に取り、これを防がんとするも叶うべきことにあらず、それゆえ、「国民の總代として政府を立て、善人保護の職分を勤めしめ、其代として役人の給料は勿論、政府の諸入用をば悉皆国民より賄ふ可し」(「学問」三・六三)として、「双方一致のうえ相談を取極めたり。是即ち政府と人民との約束なり」(「学問」三・三九)としているものである。このことから、「国民たる者は一人にて、二人前の役目を勤るもの」とされることとなった。即ち、「其一の役目は、自分の名代として政府を立て一國中の悪人を取押へて善人を保護することなり」(「主人の身分」)。「其二の役目は、固く政府の約束を守り其法に従て保護を受けることなり」(「客の身分」というものである(「学問」三・六四)。このことを「私権論」(明二〇)においては、「一身を兩断し、半身は支配される身・被治者・私にして民であるが、半身は支配する身・治者・公にして官たる姿であるとした(「私権論」一一・三八五)。このことは、一方において、私人間の私的(非政治的)な人間交際(市民社会)であると同時に、他方において、公的(国家的)な関係にあること

を意味する。このことは次のことを示している。

(1)、国民と政府の約束であるがゆえに、自由独立の人々の集まりたる「今の文明」の世においてはじめて可能なことである。これに対して、「治者と被治者との区別を生じ、治者は上なり主なり又内なり、被治者は下なり、客なり又外なり」、「此有様を見れば被治者は治者の奴隷に異ならず」（「文明」四・一五〇）といわれたような「半開」以前の世にはありえないことである。

(2)、政府の存立の基礎は「国民と政府との約束」により国民に由来するものである。「人民と政府との間柄は、もと同一体にて其職分を区別」するにすぎない（「学問」三・四〇）ため、政府の職分は「法を設けて国民を保護すること」に限定された。

(3)、「客の身分」たる国民に対して法の厳正な遵守を要求した。「国民は政府と約束して政令の権限を政府に委せたる者なれば、かりそめにも此約束を違えて法に背く可らず」（「学問」三・六四）。「国民の政府に従ふは政府の作りし法に従うに非ず、自から作りし法に従ふなり」として、「法を正ふし罰を厳にして一点の私曲ある可らず」ということとなるのである。しかし、「政府人造の不正の法」に対しては、「正理を唱えて政府に迫り（中略）天然の人心これに服せざることなく」（「学問」三・七五）、「政府は固より衆論に従て方向を改むるもの」（「文明」四・六七）として、政府による法の変更を促した。

(4)、国民が一身の自由・独立を果たし、「外国に対して自由独立の気風を全国に充滿せしめ（中略）各其人たるの分を尽し」、「報国の大義」を守るときは、「一国独立の権義」（国権）を伸張しようとした（「学問」三・四三三）。一身独立と一国独立に関する問題である。

(二)、規則・政令・法律の必要と機能

福沢は、「国法の起りし由縁」の第二の要因として「規則・政令・法律」制定の必要を説いた。「他人と他人と附合

には情実を用ゆ可らず、必ならず規則、約束なる者を作り、互ひに之を守て厘毛の差を争ひ、双方共に却つて円く治る」ためであるとする（「学問」三・九八）。

「文明論之概略」においては、「規則」の必要と機能について次のように述べている。

(1)、「規則」には二様の区別があるという。「事物の順序を整理するための規則」と「人の悪を防ぐための規則」である。前者には、「家内の便利のために申合せて定めたる規則」、「真実睦しき親族朋友の間に金を貸借する」規則、「今広く世間に行はるゝ証文、約条書または政府の法律、各国の条約書等を見るに、或は民法刑法等の別ありて事物の順序を整理するための規則」（民事・行政の諸法）であつて、この「規則を犯すは人の過なり」。後者の「人の悪を防ぐための規則」（刑罰法規）を犯す人は「人の悪心なり」とされる（「文明」四・一二八）。

(2)、これら二様の規則について、「一般に其所要を守れば悉皆悪を防ぐ器械と言はざるを得」ないものであるとした。それでは、「規則」はいかにして「悪を防ぐ器械」となるのであろうか。「都て規則書の趣意は利害を裏表に並べて人に示し、其人の私心を以てこれを撰ばしむるの策なり。譬へば千両の金を盗めば懲役十年と言ひ、其の約条を十日延期すれば償金百両と言ふが如し。千両の金と十年の懲役と、百両の償金と十日の違約と兩方を掲げて、人の私心をし、其便利と思ふ方へ就かしむるの趣向なれば、徳義の精神は毫も存することなく、其状恰も飢えたる犬猫に食物を示して傍に棒を振り掲げ、喰はざ打たんとて威を示すものの如し」（「文明」四・一二八）。「此有様を見て之を考れば、今の世界は全く悪人の集る処にして徳義の痕跡をも見ず、唯無情の規則に依頼して僅に事物の順序を保ち、悪念内に充満すれども規則に制せられて之を事跡に顕はさず、規則の許す所の極界に至て乃ち止り、恰も鋭き刃の上を歩するものゝ如し」と説いたのであつた（「文明」四・一二九）。ここには、法と徳義（道德）の区別が正しく指摘され、国民の自己責任による法の遵守・不遵守の選択を説いた。⁽³⁾

(3)、国民にとって法を遵守するのは、「心の中より出たる誠実に非ず、勘定づくの誠」であるとした。「欲のために

も利のためにも誠実を尽して商売の規則を守らざる可らず。此規則を守ればこそ商売も行はれて文明の進歩を助可きなり。今の人間世界にて家族と親友とを除くの外は、政府も社会も商売も貸借も、事々物々、悉皆規則に依らざるものなし」（「文明」四・一三三）として法の必要と遵守を説いたのである。

（四）唯一・有力・中央政府による法の厳正な施行。

福沢は、「国民の自から作りし法」を実施するにあたって、唯一・有力・中央政府によって厳正に施行すべきものであるとした。

（1）、法の制定および施行は「唯一・中央政府」によるべきものである。「都て一国の法は唯一政府にて施行す可きものにて、その法の出る処愈多ければ、その権力も亦随て愈弱し」（「学問」三・六六）。「都て全国一般に及ぼして人民総体の関係たる可き事は、必ず政府の一手に引受け国内の各処に於て区々の処置ある可らず。之を中央政府の政権と言ふ」（「通俗民権論」四・五七九、明一一）とした。

（2）、法を明定し一定不変に施行すべきものである。「社会の人類には貧富貴賤あり智愚強弱ありて各其利害を殊にせり。此利害の殊なる種族を合して之を一処の政府に支配し一定の法を以て制御せんとすることなれば、（中略）政府たるものは到底人民個々の意に適すること能す可らざるものと覚悟を定め、勉めて其政を簡にし其法を明にして一定不変の旨を主張するより外に手段あることなし」としている（「民情一新」五・二二、明一一）。

（3）、法の施行は国民に異論あるときも「異論を压倒して、厳正に行うべきものである」。「施政の要は厳正の一点にあり。一度び制令として發表したるものは、如何なる異論あるも之が為に変動することなく、異論を压倒し尽して既発の令を施行する事に勉む可し（中略）約束を履て人を制するもの、之を厳正と言ふ。社会を制するの勢力なきものは政府と言ふ可らず。文明の政府は唯厳正の一点にあるのみ」であるとした（「時事小言」五・一五六、明一四）。

（4）、法を施行するには「有力政府」によることを要する。「凡そ政府たる者は其中央の一点に権力なかる可らず。

蓋し此中央点は唯政府外の人民に対して政權を張るのみならず、政府の内部に在ても屹然動かず、常に重きを為して、其諸部分を自由自在に進退左右し（中略）古来我国にても善政府と称するものは、取りも直さず有力政府の異名にして、其執政は必ず無限の権柄を握り、政府部内を御するに困難を見ざる者」でなければならぬとした（「施政適言」一一・四二五、明二）。

(四)、不正不便の法に対する国民の対応

(1)、福沢は、「政府人造の悪法」・「不正不便の国法」・「暴政」に対して「人民の分として為す可き挙動」として「三箇条」の方法を述べたうえで、「国法は不正不便なりと雖ども、其不正不便を口実に設けてこれを破るの理なし」（「学問」三・七二）、「如何なる暴政の下に居て如何なる過酷の法に窘めらるゝも、其苦痛を忍んで我志を挫くことなく、唯正理を唱えて政府に迫ることなり（中略）理の在る所はこの論に由て既に明なれば、天然の人心これに服せざるることなし」（「学問」三・七五）とし、「若し事実において不正不便の箇条あらば、一国の支配人たる政府を説き勸めて静に其法を改めしむ可し。政府若し我説に従はずんば、且力を尽くし且堪忍して時節を待つ可きなり」（「学問」三・七二）として、政府による法の改変を求めることを勧めた。

(2)、「政府を説き勸めて法を改しむる」には、「衆論の向ふ所は天下に敵なし、奈何ぞ政府の区々たるを患ふるに足らん（中略）政府は固より衆論に従て方向を改むるものなり」（「文明」四・六七）とし、「独り恐る可きは天下一般の人心にして、人心の向ふ所には政府も敵対するを得ず」として「政府交代の妙機」（「時事小言」五・一六五）など、国法改変の力学を説いたのであった。

(1) 丸山真男・「文明論之概略」を読む・上二三〇頁。

(2) 丸山真男「解題」（福沢諭吉選集第四卷）（昭和二七年）三九六頁。

(3) 丸山真男・「文明論之概略」を読む・中二八〇頁は、「どうして福沢が維新直後にすでにこういうルール感覚、近代法的な

思考を身につけていたのか、の方が不思議な気がします」としている。

三、「権利」および「人権」（私権）について

(一)、「権利」と「分限」

福沢は、「権利」⁽¹⁾とは、「分限」の意であるとしている。「人たる者の分限を誤らずして世を渡るときは、人に咎めらるゝこともなく、罰せらるゝこともなかる可し。これ人間の権義と言ふなり。人たる者は他人の権義を妨げざれば自由自在に己が身体を用ひるの理なり」（学問「三・七九」とし、「其分限とは、天の道理に基き人の情に従い、他人の妨げを為さずして我一身の自由を達する事なり」（学問「三・三一」としていた。⁽²⁾

次いで、「通俗民権論」においては、「権とは分と言ふ義に読んで可ならん。即ち、身分と言ひ、本分と言ひ、分限と言ひ、一分と言ふが如き、分の字には自から権理の意味あり」（通俗民権論「四・五七三」とし、「通俗国権論」においても、「権とは我了簡次策にして他人より差図することの叶はぬ力を言ふ義にして、聊かも他人の喙を容るること能はざる所のもの」であるとしていた（通俗国権論「四・六〇八」。

福沢において「権利」とは、国民および国など、それぞれ主体独自の支配領域を意味していたようである。

(二) 民権・人権・私権

(1) 福沢は、「人の権理通義」について、多くの場合、「民権」といつていたのであるが、「時事大勢論」（五・二三七、明一五）においては「人権」をも併用し、「私権論」（一一・三七五）および「日本男子論」（五・六二四、明二）などでは「私権」と称していた。

「自由民権論」は当時既に広く主張されていたが、福沢は、人権・私権の重要性を強調し、これを重視しない「今

の民権論者」との違いを強調した。「今の民権論者」は「天下の公議論を論じて、実際に借財の私義理（私権）を欠くを如何せん」（『通俗民権論』四・五八九）、「今の論者も近年新に民権自由の論を知り、初て演説等の愉快を覚へ、其珍しさの余りに之を濫用する者にして、熱心の熱は悉皆外部に発顯し、恰も内に含有す可き潜伏熱なく、以て思想の混乱をも生じ」（『時事小言』五・一二一）、「今の政談者流の一部分を見るに、本来私権の重きを知らず、軽々之を看過して唯熱して政権を求め（中略）唯自我の功名心を慰めて一身の富貴を求むる者なれば（中略）到底依頼す可き数に非ず」（『私権論』一一・三八八）とまで述べて一貫して批判的であった。

(2)、「人の権理通義」については次のように述べる。「人と人との釣合を問えばこれを同等と云はざるを得ず。但し其同等とは有様の等しきを云ふに非ず、権理通義の等しきを云ふなり」とし、「其権理通義とは、人々其命を重んじ、其身代所持の物を守り、其面目名誉を大切にすることの大義なり（中略）人々をしてこの通義を遂げしむるの仕掛を設けたるものなれば、何等の事あるも人力を以てこれを害す可らず」（『学問』三・三八）と述べ、「各其権理通義を逞しふして少しも妨を為すの理なし」（『学問』三・三九）としていた。ここには、人権（私権）の内容と不可侵性が説かれ、これが終生変わることなく強調されていたところである。

明治三〇年の執筆になる「人生名誉の権利」（『福翁百話』六・三七六、明三〇）においても、「凡そ人生には自主自由の権あり（中略）名誉生命私有は正しく同一様にして、富貴巨万の財産も乞食の囊中にある一文の銭も、共に其人に属する私有にして之を犯す可らず。生命も斯の如し、名誉も斯の如し。人の命に貴賤の別なきは勿論、謂れなき事に人を辱しむ可らず。人々自から名誉生命私有の権を衛ることこそ、即ち其人に属する自由なれば（中略）自分の自由を違ふすると同時に他の自由を重んずるに非らざれば、平等の自由は見ざる可らず」と説いたところであった。

「財産の大切なる由縁」については、「財産は人の智徳を發揚して其働を実際に行わしむる方便」であって（『通俗民権論』四・五八八）、「人生の私有は、生命名誉と共に貴重なるものにして、其得失は身の一大事たるもの」（『私権論』

一一・三八〇）であるからである。

とくに、「榮譽を尊ぶべき由縁」⁽³⁾については、「官尊民卑」と「権力の偏重」を改め、「一身の自由・独立」を図るためにも、「人の榮譽」を尊重すべきものとしたのではなからうか。「日本の人民は官途の人に接して自家の榮譽の何ものたるを知らず、其交際応対常に卑屈を極むれば、官途の人も亦これに交はるに礼を用るもの少く、苟も御用とあれば同等同権の国民にてありながら、相互の言語挙動に上下天淵の差別を現はす其様は、之を傍観しても氣の毒に堪えず」（「社会の形成学者の方向」一一・一九四、明二〇）と述べ、この「人民の卑屈心」を一掃し、「日本国人の骨に徹したる官尊民卑の宿弊」（「私権論」一一・三七九）を改めるにも、「人の榮譽」を「人権」として尊重させることを要したのであらう。国民相互間および官民間において、それぞれ個人としての尊厳・「自由独立の氣風」の尊重がとりもなおさず「人の榮譽」であるとしたように思われるのである。

(3)、「人の心身の働」と「人権」（私権）

福沢において「人の権理通義」とは、「人の生命私有榮譽の権」であるとしていたが、その内実は、「人の心身の働」（人の人間的諸能力の十全な展開）であるように思われる。

「学問のすゝめ」初編において、「万物の靈たる身と心の働（生命・人間的諸能力）を以て天地の間にあるよろづの物を資り（私有）、以て衣食住の用を達し、自由自在、互に人の妨をなさずして（自由・榮譽）各安楽に此世を渡らしめ給う（文明の進歩）の趣意」（「学問」三・二九、（一）内筆者）であると述べていた。同九編においては、「人の心身の働」を二様に区分し、第一は「一人たる身に就ての働」であって、「心身の働を以て衣食住の安楽を致すもの」（「人間的諸能力および私有）であるとし、第二は「人間交際の仲に居り其交際の身に就ての働」であって、「人の性は群居を好み（中略）広く他人と交り、其交際広ければ一身の幸福愈大なるを覚るものにて（中略）既に世間に居て其交際中の一人となれば、亦随て其義務なかる可らず」（「自主自由・平等」としていたのである（「学問」三・八七）。また、「エイランド」・

「モラルサイエンス」中の「身体」「智恵」「情欲」「至誠の本心」「意思」を挙げ、「以上五の者は人に缺く可らざる性質にして、此性質の力を自由自在に取扱ひ、以て一身の独立を為すものなり(中略)我もこの力を用い他もこの力を用いて相互に其働を妨げざるを言うなり。これを人間の権義と言うなり」としていた(「学問」三・七九)。「人間活潑の気力は物に接せざれば生じ難し。自由、に言はしめ、自由、に働かしめ、富貴も貧賤も唯本人の自から取るに任して之を妨ぐる可からざるなり」としたことであった(「学問」三・一一四)。そして、「元来文明とは、人の智徳を進め人々身躬から其身を支配して世間相交り、相害することもなく害せらるることもなく、各その権義を達して一般の安全繁昌を致すを言ふなり」としていたのである(「学問」三・七五)。

それゆえ福沢は、「文明の事を行う者は私立の人民にして、其文明を護する者は政府なり」とし、「文明の事件は尽く取て我私有と為し、国民の先を為して政府と相助け、官の力と私の力と互に平均して一国全体の力を増す」べきものとした(「学問」三・六一)。そのためには、国民は、「先ず私立の地位を占め」「凡そ国民たる分限に越えざる事は忌諱を憚らずしてこれを行い」「政令信ならずして曲を被ることあらば、我地位に屈せずしてこれを論じ」「旧弊を除て民権を恢復せんこと方今至急の要務なり」「固より私立の事業は多端」にして「唯天下の人に私立の方向を知らしめ」「今我より私立の実例を示し」「学者は学者にて私に事を行ふ可し、町人は町人にて私に事を為す可し、政府は日本の政府なり、人民も日本の人民なり(中略)人民漸く向ふ所を明にし、上下固有の気風も次第に消滅して、始めて真の日本国民を生じ、政府の玩具たらずして政府の刺衝と為るべきものとしたのである(「学問」三・五三)。

(4)、「私権を堅固にするは立国の大本にして、政府は第二の要なり」

「学問のすゝめ」においてすでに、「国民は国民たるの分限を尽し、政府は政府たるの分限を尽し、互に相助け以て全国の独立を維持せざる可らず(「学問」三・四九)としていた。「国民たるの分限」は即ち「人の権義」であって、「人の身心の働」を以てする「人の生命私有榮譽の権」を伸張することであった。「政府の分限」は、「政令の権柄」

等により、「國民の名代にて國民の思ふ所に従い事を為すもの」（『學問』三・六三）であつて、「唯其事（國民の行う工夫発明など文明進歩による人民無量の幸福——筆者）を妨げずして適宜に行はれしめ、人心の向う所を察してこれを保護するのみ」（『學問』三・六一）としていた。それゆえ、「一身の私に就ては、一毫の事と雖ども豈政府をして喙を入れしめんや」（『文明』四・一二三）としたのである。

「通俗民権論」（明二一）においては、「民権とは人民たる者の一分なり」（『通俗民権論』四・五七四）とし、「民権伸びざるものあり。人民と政府との釣合は、此民権の伸ると縮るとの間に在り」（同四・五七五）という。

右の「民権の伸びざる原因」とは何か。それは、「古來の習慣と官民の不注意」にあるという。「維新以前の日本人も以後の日本人も其智慧に著しき相違ある可らず。然るに民権の伸縮如何を尋ねれば、今日の人民は昔日に比して大に其權利を伸ばし、政府は大に其压制を減じたり」「僅に十余年の間に官民の釣合、雲泥の相違と言ふ可し」「智愚を目安にせずして民権に伸縮あれば、其伸縮の原因は國の習慣風俗に在り（中略）人民たるものが少しく旧習を脱して心を用ることあらば、必ず大に民権を伸すに至る可し」（同四・五七八）としていた。

それでは、「民権を伸すの法」はどのような方法によるべきであらうか。「政府の智力（の數）は少なしと雖ども（分量多くして）純粹なるが如く、人民の智力は多しと雖ども水に和したるが如し（稀し）」「結局政府と人民と其智力相互に拮抗するまでは、民権を伸ばすの日ある可らず」（同四・五七八、（）内筆者。それゆえ、「唯人民一般の智力を養ひ育て、根氣よく己が説を唱へ、己が一分を主張するの一策あるのみ」（同四・五七七）、「人民の要は徒に引込思案を為すよりも、妨なき所まで出張りて事を為すに在り」（同四・五八三）としていたことである。

「私権論」（明二〇・一〇）は、「素と官尊民卑の宿弊を憂るに出たるものにして、官辺の漫に高くして人民の謂れもなく低きは、日本社会の爲めに宜しからず、人民は自家の私権を重んずべきものであるとして執筆されたものであつた（『私権論』一一・二八二）。「何れの國に於ても其人民の私権を重んぜざるものあらんか、私有、生命、榮譽、共に

危くして、甚だしきは弱肉強食の惨状を呈し、一日も立国の体をなさざる可し。左れば、人民の私権を堅固にするは立国の大本にして、之に政権を得せしむるは第二の要なり」とした(同一・三八四)。「私権未だ固からず」「一身の私権を衛るの工風こそ肝要なる可し」(同一・三八六)とし、「政府は今より特に注意して国民の私権を重んずるの方向に進まんこと冀望に耐えず(中略)国中に私権の基を固くするの一事は、至大至重の要件」であるとしたのであった(同一・三八九)。

(5)、「法律の功德には厚薄あるが如し」

福沢は、右のように「民権」(人権・私権)を「立国大本」と説き、その伸張を希求したのであるが、同時にその結果もしくは反面をも鋭く指摘していた。既に「通俗民権論」(明一一)において、「西洋諸国にて法律を喧しく唱立て、私有の権利を言へば髪の毛の端をも争ひ、次第に財産を積み貯れば世々子孫これを失ふの心配なくして安閑気楽に此世を渡り、貧人は貧極りて衣食を得るの方便なきに苦しみ、富人は富極りて其富を用るの方便なきに苦しむが如き」ものであって、「通俗民権論」五・五七七)、「武門の封建世禄は変じて、金錢の封建世禄と為り、人民社会相互の压制は却て旧に異ならざるもの」となるといつたのである(「通俗国権論」五・六二九)。「武門の封建世禄」は「政府と人と相對したる压制」であるのに対し、「貧富(金錢)の封建世禄は、全国人民の間に相互に行はるゝ压制」であるとしていた(「通俗民権論」五・五七七)。そのため、「法の精神も著書の趣意も十に八、九は大概皆富人の為に便利なるもの多くして、恰も貧人に因果を論すが如くなるを常とす」(「通俗国権論」五・六二九)とまで指摘していたところである。

「貧富論」(明二四)においては、さらにこれを敷衍して、「文明の法律は榮譽生命私有を保護するものにして、貧富強弱智愚の別なく各その処を得せしむるの精神なれども、今の人事の實際に於て、社会の上流と下流とを區別して、孰れか法律の功德利益を被ること大なるやと問へば、之を平均して上流社会に利する者多しと答へざるを得ず。就中私有保護の一事に至りては、下流社会には保護を要するもの少なれば其割合に法の功德も亦少なし」とし、「民商

法の如きも、詰る所は国民の私有権を固くするものなれば、年月を経て新法の行はるゝに従ひ、次第／＼に其徳沢を被る者は上流の富豪者にこそあれ、貧者は次第／＼に窮窟を感ず可きのみ」(『貧富論』一三・八五)としたことであつた。

このような問題を生ずることとなつたのは、福沢が既に「学問のすゝめ」において指摘していたように、人の「有様の相違」にかかわらず「権利において同等」であるとされたと同時に、「権利の同等」にかかわらずなお、「有様の相違」を生ずることによるためであるように思われる。⁽⁴⁾

(1) 「権利」(ライト)については、「通義」(西洋事情外編)一・三九二、「西洋事情二編」一・四九三、慶應三、「権利通義」(『学問』三・三七など)、「権義」(『学問』三・四二)、「文明」四・四〇、一四七など、「権理」(『通俗民権論』四・五七三、五七八など)、「権利」(『時事小言』五・一五〇など)などと、時期によって用語を異にする。石田雄・日本近代思想史における法と政治・八七頁以下参照。

(2) 「西洋事情二編」(一・四九三以下)においてすでに「人の通義」について述べている。

(3) 「榮譽」と「自由」の関係については、安西敏三「福沢論吉における西欧政治思想の撰取とその展開に関する一考察」法学研究五三・二・八二以下参照。

(4) 前稿においては、「有様の相違」と「権利の同等」との間の特殊な問題性、近代法の問題性と述べたが、むしろ法的規律の一般性および特殊法的規律における立法政策の問題のように思われる。

四、「政権」(公権)および「分権」(治権)について

(一)「政権」(公権)

福沢においては、「政権」は、人権(民権・私権)に対して、「公権」と称されていた(『私権論』一一・三八四)。

(1)「学問のすゝめ」において、「政府の職分」は、「人民の委任を引受け、其約束に従て」「人民の名代となりて法

を施し」「一国の人をして貴賤上下の別なく何れも其権義を逞しうせしめ」「人民を保護する」ことであるとしていた（『学問』三・四〇、七二）。それゆえ「文明論之概略」においても、「政府よく人民を保護し小弱を扶助して強暴を制するは即ち其当務の職掌」であって（『文明』四・一二二）、「昔は政府、法を設けて人民を保護せしもの、今日は人民、法を設けて政府の専制を防ぎ、以て自から保護する」ものとしたのである（『文明』四・一三二）。

福沢によれば、政権および参政権の発端は「私権の思想に胚胎する」（『私権論』一一・三八七）という。蓋し、政府は「衆論の向う所」を察し、政権はこれに従い「人權」（私権）を保護すべきことを任務としているからである。それゆえ、「政府の権力の及ぶべき限り」と人民の権力の伸す限りと其分界を明にして、相互に其境を守り相互に侵入を許さず、法律上に政権の在る所は政府の領分にして、如何なる事情あるも人民に一毫の我儘も許さず、法律上に人權の存する所は人民の領分にして、如何なる事情あるも政府に一毫の我儘も許さず、苟も法律を外れては双方相互に取りもせず与へもせずして相対し、共に一国の榮譽幸福を目的として文明に進歩するもの（『士人處世論』五・五四二、明一八）としていたのである。

「安寧策」（明二三）においては、本来政府たるものは、「民の権利を重んじ立国の根本を固くし」「議定したる法律を執行して国内の治安を保ち、万般の害悪を防て民利を保護するに止まり、或は一步を進めて其民利の道を發達せしむるが為め法を設くることなきに非ざれども、是とても唯その發達の妨と為る可き害悪を庄するのみ。即ち政府の事は都て消極を專一とし積極の興理に在らず」とし、「政府は民利に対して常に消極妨害の地位に居り、民の利益は民をして自から經營せしめ、之を一国民の権利として毫も犯すことなく、自由自在に任せて之を重んずると同時に（中略）仮令へ立憲政体の政党政府にても、苟も其現政府のあらん限りは自家の主義を以て施政の方針を定め、他をして喙を容れしめず」として、政府の機能を「妨害の妨害」に限定していたのである（『安寧策』一二・四五六）。

(2)、「政府の領分」・政権の任務は、「人權の保護」にあったのであるが、政権は時としてその領分・任務を超えて、

「人民の領分」・「人權」を侵すことがある。政府は「貧富強弱の有様を悪しき道具に用い、政府富強の勢を以て貧弱なる人民の権理通義を妨るの場合に至る」(「学問」三・四〇) ことがあり、「武備文学より工業商売に至るまで、人間些末の事務と雖ども政府の関らざるもの」のない状況にあった(「学問」三・五九)。それゆえ、「日本の武人の権力はゴムの如く、其相接する所の物に従て縮張の趣を異にし、下に接すれば大に膨張し、上に接すれば頓に収縮するの性あり」(「文明」四・一六六)、そのため「政府の手を以て自ら事を行へば、結局浪費乱用の弊を免れ難し」(「分権論」四・二七二) というものであった。明治二〇年代においてさえ、「日本政府は二十余年来その政を行ふに政權と人權とを区別すること顕敏ならずして、政府の当さに執る可き政權の外に逸し、自家の権力は甚だ堅固ならずして却て人民に向て其私權を犯すもの少なからざるが如し」(「安寧策」一二・四五〇) という状態にあったのである。その原因については、すでに述べたように、「官尊民卑」の気風など、「古来の習慣と官民の不注意」、総じて「権力偏重の感濁」によることであつたと思われる。

(二) 治權 (地方分權)

(1) 福沢は「分権論」(明一〇)において、広義の「政權」を、いわゆる「政權」と「治權」(分權)とに區別した。前者は「中央政府の政權」であつて、「一般の法律を定め、徴兵令を行つて海陸軍の權を執ること、租税を収ること、外国交際を処置して和戦の議を決すること、貨幣を造て其品位名目を定る等の如き、全国一般に及ぼして恰も一樣面の如くならしむるの権力」であるとした。これに対して、後者は「地方の治權」といわれ、「警察の法を設け、道路橋架堤防を營繕し、学校社寺遊園を作り、衛生の法を立て、区入費を取立る」など「国内各地の便宜に従ひ事物の順序を保護して其地方に住居する人民の幸福を謀る」ものであつて、「各地の人民をして其所を得せしめんとすることとなれば、其治權決して全国一樣なる可らず。地方永住の人にして始めて地方の情実を詳にす可きなり」(「分権論」四・二六五)とし、「地方の治權」は「政府の関る所に非ずして、町村の権内に在ることなり」(「通俗民權論」四・五七九)

としたのである。

このようなことから「政権は中央の政府に集合せざる可からず、治権は全国の各地に分たざる可からず、二権を併して集む可らず、又これを併して散ず可らず」（「分権論」四・二七四）としたのであった。「地方の治権」が重要である所以は、第一に、「各地旧俗習慣」を異にし、その「地方永住の人にして始めて地方の情実を詳に」しうることに、第二に、治権を中央の政権に集合するときは、「非常の勢力を生じ（中略）人をして平常毎事自己の意思を棄て、他の鼻息を仰ぐに至らしめ」ることとなること（「分権論」四・二六九）、第三に、「政府の手を以て自ら事を行えば（中略）之が為に世上一般に行はる可き競争の定則を破て（中略）政府の手を以て浪費を免れざる」こととなるなどの理由によるものようである（「分権論」四・二七二）。

(2)、政権と治権との分界を明らかにすること

「治権の出る所は政権と其源を異にし」、したがって、政権と治権とは分界を異にするものである。「中央の政府は政権を執り、地方の人民は治権を執り、互に相依り互に相助けて、共に国安を維持する」ものであるが、「其治権とて、政権に密接して区別の分明ならざるものも多ければ、之を分たんとするにも多少の思慮を費し（中略）中央の政府に会して政権の得失を議し、治権と政権の関係を論じ、双方互に過強過弱の弊を防で権力の平均を保護することある可し。即ち民撰議院の設立なり」（「分権論」四・二七八）としているのである。

地方の人民が「治権」を行うには、「人々自治の習慣を養成し（中略）其自治の地位を占め自治の精神の養ふの路は、地方の治権を執て公共の事に参与するより外に、実地の良策ある可らず。故に地方の分権は外国交際の調練と言ふも可なり」（「分権論」四・二九〇）としたのである。

「通俗民権論」においては「先づ其地方にて人民の会議を開き、土地の事は土地の人民にて取扱ふの風習を成」すべきもの（「通俗民権論」四・五八一）としていたが、その後事実において「明治十一年府県会の令を発して、翌十二年

の春、全国各府県同時に人民の会議を開たり。之を民情一変の期限とす」というほどの進展をみせた（『時事大勢論』五・二三八）。その「民情一変」とは、「従前は府県の小吏に逢ふても仰ぎ見るを得ざりし農民商売の輩が、今は魏々たる会堂に列坐して地方税の事を議し、費目の多寡を討論して、定めて一府一県の法と為るときは、府知事県令も容易に之を左右するを得ず（中略）俗言これを評すれば百姓にして殿様の事を行ふ者の如し」というほどのことであった。そして、「府県会は恰も国民政權の思想を教導する学校」とまで述べたことである（『時事大勢論』五・二三九）。

明治一〇年にしてすでにこのような「地方の治權」を論じて、「中央政府の政權」との区別を説き、これらすべてを「人權」（私權）の保護に収斂させる論旨はきわめて近代法的な考えに基づくものである。なお、「地方の治權」の考えは、「トークウキル」によるものようである。

(三)、参政權

(1)、参政權と人權・政權との關係

福沢によれば、「人權」は「人々の身に附たる」「財産生命榮譽を全ふする人の權理」であった。「政權」はその「人權を全ふせしむるの所以の方便」として政府の權柄に属することであった。そして、「人權」と「政權」とを架橋し紐帶するものが「参政の權理」である。「立憲政体の國に於ては國民をして政治に参与せしむ。之を参政の權理と言ふ。即ち人の政權なり」とした。したがって、「人の權理」には、「財産私有榮譽」に関するいわゆる「人權」と「人の政權」（参政權）とを含むこととなる。「故に立憲政治の國民は、恰も其身を折半して、人權の点よりみれば保護を受くる者なり、政權の点より見れば保護を施す者なり。之を人權政權の区別と言ふ」ということとなるのである（『時事大勢論』五・二三七）。

(2)、「國民を政治に参与せしむる由縁」

「政權」は、「政府は國民の名代にて、國民の思ふ所に従ひ事を為す」ための權柄であった。その「國民の思ふ所」

とは、「其時代の人民に分賦せる智徳の有様」である（「文明」四・六〇）。それは「全国の智徳に由て衆論を成し」ているのであるから（「文明」四・七四）、「独り恐る可きは天下一般の人心にして、人心の向ふ所には政府も敵対するを得ず」（「時事小言」四・一六五）といわれるのである。

ところが、今の「文明の社会には聖人なし」である。「然ば則ち憲法を定て国会を開き、厳正の人物を撰て厳正の政を施行せしめ、之を放て厳正の極度に達するを許すの外手段ある可らず（中略）多数の可否に由て政府を更代せしむることなり。畢竟国会を開設するの目的は之に由て施政の法を厳にせんが為なり」（「時事小言」四・一五九）とし、「政府の新旧交代」の「妙機」を説いた。このようにして「人身の向ふ所」・「衆論」をはかるため、国民に「参政の権」を得せしめる必要を説いたものである。

五、「国権」について

(一)、「国権」と「民権」（人権・私権）

「通俗国権論」（明一一）において「国権（ナショナルリチ）」とは、「此国風を守るも此国風を變ずるも（中略）自由自在勝手次第にして、聊も他国人の差図す可き所に非ず。之を一国の権と言ふ」とし、「独立国の大義」であるとしている（「通俗国権論」四・六〇八）。それは、「学問のすゝめ」においてすでに、「国と国との同等」・「一国に独立の権義」を述べ（「学問」三・四三）、また「国権之事」（「時事小言」四・一六七）において、「外国の交際は相互に権利を主張するものにして（中略）国と国と関係は同等相対する者なればなり（中略）公に権利の同等を主張して互に一歩も譲らず、互に相争ひ互に相犯して、権利尽る所に至て僅に止まる」ものであるとした。

「通俗国権論緒言」において、「内国に在て民権を主張するは、外国に対して国権を張らんが為なり（中略）故に民権

と国権とは正しく兩立して分離す可からず」（同四・六〇三）としていた。これは「学問のすゝめ」において、「自由独立の事は、身に在るのみならず、一、国の上にもあることなり」（初編）とし、「人は同等なる事」・「国は同等なる事」（二編・三編）、次いで「一身独立して一國独立する事」（三編）と対応していることであった。このことは「文明論之概略」において、「惑溺を脱して心智活発の域に進み（文明の進歩・民権の伸張——筆者）、全国の智力を以て国権を維持し国体の基初て定る」もの（「文明」四・三三）とし、「通俗民権論」においても「民権を伸ばして國の基を立て、官民諸共に独立國の面目を張る」（四、五八二）として、国権と民権との關係を述べているところであった。「国権興張の源は財に在ること以て知る可し」とし、「國を富ますの法として特別に其手段あるに非ず、唯全國の人民が人々の私を營んで一身一家を富ますより外なし」（「通俗国権論」四・六三二）として、「国権」興張の基礎を「民権の伸張」に置いていたのである。

(二)、「国権」論における「正道」と「權道」

福沢は、「天然の自由民権論は正道にして、人為の国権論は權道なり」と述べた（「時事小言」四・一〇三）。「国権」論にも、天然道理（正道）の国権論と人為の国権論（權道としての）とがあるようである。

天然道理（正道）の「国権」論は、「学問のすゝめ」初編に述べるところである。「日本とても西洋諸國とても同じ天地の間にあり、同じ日輪に照らされ、同じ月を眺め、海を共にし、空氣を共にし、情合同じき人民なれば（中略）天人人道に従て互に交を結び、理のために、『アフリカ』の黒奴にも恐入り、道のために、英吉利、亞米利加の軍艦をも恐れず、國の恥辱とありては日本國中の人民一人残らず命を棄て、國の威光を落さぶること、一國の自由独立と申すべきなり」とし、「外は万国の公法を以て外國に交り、内は人民の自由独立の趣旨を示す」べきものであるとしていた（「学問」三・三二）。このことは「不正不便の法」に対する「國民の分として為す可き挙動」として、「天の道理を信じて疑はず、如何なる暴政の下に居て如何なる苛酷の法に窘めらるゝも、其苦痛を忍て我志を挫くことなく、一

寸の兵器を携へず片手の力も用ひず、唯正理を唱て政府に迫ることなり(中略)正者の理を守て身を棄るを見て必ず同情相憐むの心を生ず可し」(「学問」三・七五)としていたのと軌を一にするものである。

ところで、右のように「人為の国権論は権道なり」としていたが、福沢は、「今日の外国交際の実に就て見れば」、「我輩は権道に従ふ者なり」としたことであった(「時事小言」四・一〇九)。それは、「世界古今に義戦なしと言はざるを得ず」、「国と国との破約には世界中に其法廷あるなし」、「条約書の威重を有すると否との機会は、両国の金力と兵力と比較して其多寡強弱如何の一点に在て存するものと知る可し」とした(「時事小言」四・一〇八)。そのため、「百卷の万国公法は数門の大砲に若かず、幾冊の和親条約は一筐の弾薬に若かず。大砲弾薬は以て有る道理を主張するの備に非ずして無き道理を造るの器械なり」としたほどであった(「通俗国権論」四・六三七)。

福沢がこのような「人為の国権論に従う」としたのは、「文明論之概略」全編を通じて「自国の独立」を論じ、「我々の文明の度は今正に自国の独立に就て心配するの地位に居り」(「文明」四・一八三)、「今の日本人を文明に進るは此国の独立を保たんがためのみ。故に、国の独立は目的なり、国民の文明は此目的に達するの術なり」(「文明」四・二〇七)としたほどの国際情勢の中にあつたためであった。それは、「国権論の正道」を述べた「学問のすゝめ」においてすでに、「本国のためを思ふ」「報国の大義」(「学問」三・四四)に触れたとき、この主張の萌芽があつたのである。蓋し、「報国心」とは、「一國に私する心」・「其国民の私情」であるからである(「文明」三・一九一、二〇四)。福沢は、このように論じながらもなお、「外国に対して自国の独立を謀るが如きは、固より文明論の中に於て瑣々たる一箇条に過ぎ」ず(「文明」四・一八三)、「人間智徳の極度に至ては、其期する所、固より高遠にして、一國独立等の細事に介々たる可らず」(「文明」四・二〇八)と附言しているところである。ここには、「国権論」における「正道」と「権道」に関する重要な問題が含まれている。

(三)、国権の興張と官民調和論

「自国の独立とは、我國民をして外國の交際に當らしめ、千磨百練、遂に其勢力を落さずして、恰も此大風雨に堪ゆ可き家屋の如くならしめんとするの趣旨」（「文明」四・二〇九）であるとしていたが、そのためには、この「外國交際の艱難を知り内の安寧を維持し、内に安寧にして外に競争する」（「時事小言」四・一一八）ことを要するのである。

「此大切な時に當て、何事が最も緊要なる可きや。恰も全國を一家の如くに調和して、其全力を一政府に集め、先ず政權を強大にして國權皇張の路を進むの一事あるのみ」とし（「時事大勢論」五・二五三）、そのため「第一着の目的は社會の安寧に在る」とした。「就ては日本國は獨り政府の日本にあらず、亦獨り人民の日本にあらず、相共に其利益を謀ることならば、政府は人民を疎外す可らず、人民も亦政府を怨望す可らず、政治も人事の一部分にして至極大切なことなれば、之を好んで巧なる者に任じて可なり。政治の外は都て人民の事なれば、政府は之に干渉し妨げを為す可らず。官民相互に敬して各その本分を尽す可し。即ち今の開國の時代に処して國光を維持するの大本なり」としていたのである（「官民調和論」一一・四一四、明二〇、なお「藩閥寡人政府論」八・一四五・明一五參照）。この「官民調和」論は、一身の自由獨立と人權伸張のうえに築かれるべき「官民調和」であつて、決して旧時代の「官尊民卑の流弊」の下にあつてはならないものである。¹⁾

（一）遠山茂樹・福沢諭吉一三〇、一四一頁は、福沢の説を、國權に奉仕する民權、官民の抗争を回避するための官民調和であるとしているが、そのようなものではないと信ずる。

六、おわりに

福沢は、「今の文明」の世（近代社會）における・すべての人間關係の基底に、自由獨立の個人（法主体）を置き、その諸個人の「心身の働」（人間的諸能力）を自由かつ十全に發揮させ、「自由に言わしめ、自由に働かしめ、富貴も貧賤

も唯本人の自ら取るに任せ」、「人の権義を達す」ることにより、「安全繁昌」と「文明の進歩」があるものとした。そして、「政権」および「分権」は、このような「人權を全させる方便」であるとした。これら「人權」等を伸張させ、一国全体の国力の増進を図り、「全国人民の脳中に国の思想」(報国心)を横溢させることにより、「一国の独立」・「国権」の興張を達成しうるものとしたように思われる。

右のような理解は、福沢の思想の真意を深くかつ正しく理解したものではないかも知れない。わたくしは、福沢の著書・論稿を繙くたびに、自らの浅薄な理解を恥じ入るばかりである。とくに、自由と権利との構造的な理解、生命・財産・榮譽など諸「人權」相互の関係、人權と政権・分権の相互関係、正道および権道としての各国権論の関係など、本稿において検討した諸問題を含めて、改めて福沢の著書・論稿に沈潜して、理解を深め、再検討したいものと考えらる。

川口實先生は平成四年三月をもって退職され、慶應義塾大学名誉教授に就任された。川口實先生のご学恩に感謝し、先生のご健康とご活躍を祈念して、川口實先生にこの拙い本稿を捧げる次第である。前稿および本稿の不十分なところは今後の研究で補うこととしてお許しいただきたい。